

名古屋市総合リハビリテーションセンター

障害者支援施設（生活支援課）のご案内

当センターの障害者支援施設では、身体に障害を持った方や言語や記憶等に高次脳機能障害をもたれた方を対象に、地域生活や就労などの社会復帰を目指して、社会リハビリテーションサービスを提供していきます。

日中活動	自立訓練 （機能訓練）	自立した生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 （身体障害者手帳を所持する方）	30名
	自立訓練 （生活訓練）	同上 （身体障害者手帳を所持しない、高次脳機能障害を有する方）	11名
居住支援 （夜間）	施設入所支援	当センターで訓練を受ける方で、通所による利用が困難等、入所支援サービスが必要な方に、夜間の宿泊機能の提供や、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	50名（うち 4名視覚、 10名就労移行支援）

上記「機能訓練」は、自立支援法による行政用語であり、病院で行うリハビリ「機能回復訓練」のことを指すものではありません。障害者支援施設で実施されるサービスは、医療ではなく、福祉サービスとなります。内容的には、社会リハビリテーションや生活訓練と呼ばれています。

1. 利用していただける方

満15歳以上の肢体不自由者で、身体障害者手帳をお持ちの方

当施設での入所訓練を希望される方で、居住地の区役所等にて支援費支給の手続きを完了された方（「福祉サービス受給者証」をお持ちの方）

常時の医療対応を必要としない方

2. 定員

入所定員：50名（うち4名は、視覚障害の方も利用可能）

自立訓練定員：41名（うち11名は、高次脳機能障害の方も利用可能）

3. 利用期間

一人一人の状況に応じたりハビリテーション計画に沿って訓練（利用期間）を設定しておりますので、訓練期間は個人により異なります。

4. 職員体制

施設長（1名）・医師（1名）・生活支援員（12名）・看護師（2名）・嘱託職員（若干名）となっています。身体介護は同性介護を基本としており、夜間は男女各1名の体制となっています。またリハビリテーション訓練が効果的に行われるように担当職員制を設け、施設生活及び訓練に関するご相談をはじめ、退所後の生活についても一緒に考えさせていただきます。

その他、臨床心理士・理学療法士・作業療法士・職業指導員など専門スタッフが施設に配置されており、その援助を受けることが可能です。

* 言語聴覚士による言語療法は、リハビリテーションセンターの病院部門の訓練として受けることができます。

5. 利用料金

当施設入所中の利用料は、ご契約者の障害程度区分と世帯単位の所得に応じたサービス利用料金の一割負担と、食費・光熱水費の合計金額をお支払いいただきます。

別添資料1（9ページ）「利用に際する料金について（概要）」をご参照ください。利用料の減免については、お住まいの役所におたずねください。

6. 施設の目指すもの

利用者の皆さんが、今後地域で「可能な限り希望に近い形で」「その人らしく」生活できるよう支援させていただきます。そのため、職員は皆さんの希望が出来るだけ反映された「個人別のリハビリテーションプログラム」を組み、実施できるよう心がけています。

サービスの内容（訓練内容）や施設生活に関するご説明は、常に利用者の皆さん及びご家族に分かりやすい形であることを目指し、工夫していきます。

利用者の皆さんに快適な施設生活を送って頂くため、質の良いサービスを提供できるよう努力しています。職員の接遇マナー等も含め、お気づきの点がありましたら、積極的にご意見ください。

「施設」＝「地域から隔離された場所」ではなく、他のサービス提供機関とも連携を心がけ、常に新しい情報、視点を取り入れた「地域密着型」であることを心がけています。

7. サービス内容

当施設で訓練された後、現在は地域で生活されている方の経過をもとに、施設のサービスを具体的にご紹介します。

**脳出血の後遺症で、右の手足と言語に障害を持つ A さん
(50歳・身体障害者手1級・飲食店に勤務していたが退職)**

半年前に、脳出血を発症され入院生活を送っていた A さんは、「体力をつけて、もう一度別の仕事を探したい」という目的のもと、当施設に入所しました。A さんが担当生活支援員に話した希望は以下のことでした。

A さんの希望

**入院で低下した体力を取り戻したい、
もっと上手に歩けるようになりたい
もう一度調理員として働ける力があるか確かめたい
もっと上手に話せるようになりたい**

Aさんは担当支援員と相談し、以下のような訓練プログラムを立てました。

Aさんの支援プログラム（入所から3ヶ月間）

基礎的訓練

- ・ PT（理学療法）による歩行訓練（体力向上目標）と、外出能力の評価
 - ・ OT（作業療法）による調理技術の評価や、手作業の訓練
 - ・ ST（言語療法）による言語訓練
- ST（言語療法）は、保険点数に応じて費用負担があります。

施設での訓練

- ・ 外出訓練（地下鉄・バスに乗ってみる）
- ・ 移動訓練（体力向上のため、センター敷地内のジョギングコースを歩く）
- ・ 調理訓練（調理員として仕事出来るかどうかを確認する）
- ・ 片手作業になれるための訓練（切り絵や絵手紙など作品作り）

上記プログラムに取り組んだ結果、Aさんは本格的に調理員として働く力（調理技術や立ち作業の体力）をすぐに取り戻すのは難しいことが分かりました。また、外出訓練の結果からは遠方への通勤は困難であることが分かりました。これらを踏まえ「家の近辺でできるだけ希望に近い仕事を探す、しかし仕事にこだわらず生き甲斐の持てる役割を探す」という新しい目標が見えてきました。

そこで、再び担当生活支援員と相談し、新たなプログラムを立てました。



Aさんの支援プログラム（入所から3ヶ月～半年）

基礎的訓練（PT・OTは終了、STは継続）

施設での訓練

- ・ 自宅近辺の環境調査（Aさんが活躍できる場の検討など）
- ・ 作業活動（3時間程度の手作業を通じて集中力を養う）
- ・ 生活コミュニケーション
（言語障害がある方を対象に、職員が付き添ってグループ外出などを行い、そこでコミュニケーションを取る練習を行う）
- ・ グループワーク
（就労や地域での活動について、情報収集したり、実際に体験したりなどして今後の地域生活のイメージを高めるグループワーク）

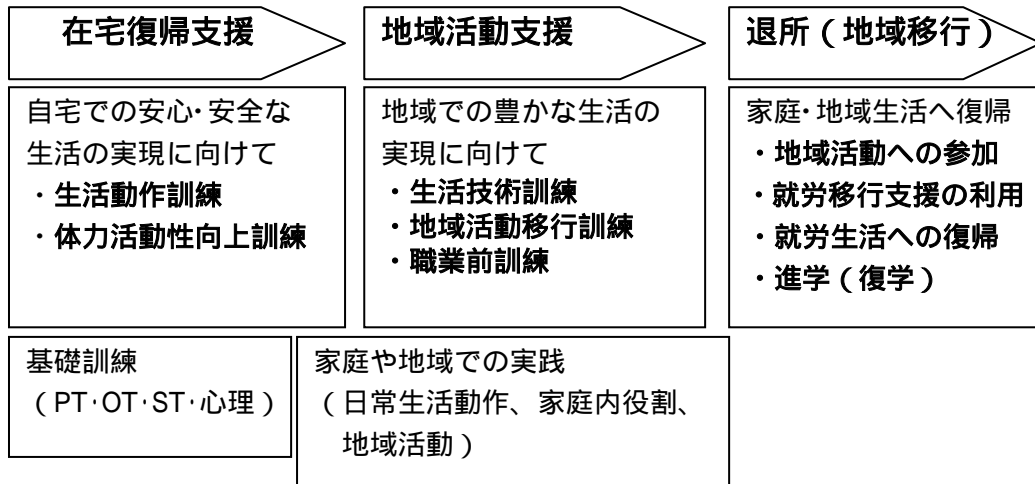
上記プログラムに取り組んだ結果、自宅近くにある高齢者のデイサービスで、調理補助ボランティアとして活動できることとなりました。収入につながる活動ではありませんが、長年経験してきた調理を通して再び社会と関わることのできる生活は、やりがいと充実感があるとAさんはおっしゃっています。調理ボランティアをステップアップの足がかりに、もっと活動の場を広げたい、チャレンジしていきたい、と笑顔で地域に復帰されました。

8 . 訓練の体系（種類）

A さんが取り組まれた外出・調理などの訓練以外にも、当施設では様々な種類の訓練メニューをご用意しています（詳細は11ページのメニュー開講表をご参照ください）。

施設の訓練体系は下の図の通りですが、皆さんの今後の生活への希望（仕事をしたい、家事が出来るようになりたい等）に添った訓練を組み合わせられるよう考えていきます。

訓練体系（イメージ）



在宅復帰支援（家庭での安心・安全な生活の実現に向けて行う訓練です。）

生活動作訓練

- ・移動、入浴、更衣などの日常生活の動作について、施設や家庭などの実際の生活場面で訓練を行い、自立度を高めていきます。

体力・活動性向上訓練

- ・各種の日中活動を組み合わせて利用して頂きながら、メリハリのある生活リズムの獲得を目指します。
- ・レクリエーションやスポーツを通して、全身持久力の維持や向上を図ります。
- ・創作活動を通して、片手作業の能力の向上や手指の巧緻性の向上を図るとともに、趣味や楽しみの幅を広げます。

地域活動支援（地域での豊かな生活の実現に向けて行う訓練です。）

生活技術訓練

- ・外出やコミュニケーションなど、地域生活の基礎となる能力の獲得を目指します。
- ・買い物や調理など、生活能力の向上を目指します。
- ・生活実習室を利用し各種の実習を行うこともできます。

地域活動移行訓練

- ・各種のグループワークを通じて、「自分について知る」「地域で自分を活かす方法を見つける」ことに働きかけます。
- ・その他、自主的な活動により各種のクラブ活動を行います。

職業前訓練

- ・作業活動やパソコンなどの訓練により、仕事で必要とされる正確さやスピードなどの作業性の向上を図ります。

基礎的訓練

理学療法 (PT): 運動療法を中心として、身体機能面の改善・維持をはかります。また補装具の作成などにより環境面でも支援を行います。

作業療法 (OT): 自立した生活の獲得を図るため、諸機能の改善・維持および開発を促す作業活動を用いて訓練および支援を行います。

言語療法 (ST): 言語障害のある方々に、障害の程度に応じて、コミュニケーション能力の向上を目指した訓練を行います。

心理療法: 知的機能や高次脳機能 (記憶力・注意力・思考力など) の評価や改善のための訓練を行います。また、適応上の問題や障害の受け入れなどについて、個別カウンセリングやグループワークを通じて支援します。

注: PT、OT は病院 (医療) で行われる医学的リハビリテーションの目的や内容とは異なります。

注: ST は医療保険で行われますので自己負担のある場合があります。

職業準備訓練 (就労移行支援事業)

センターの就労支援課にて 職業相談、 評価 (各種検査) 訓練 (事務系・作業系など模擬職場での職業準備訓練・職場実習など) を行います。

(2) 訓練及び生活上の日課

午前

AM	6:30 ~	起床
	7:50 ~ 8:30	朝食
	9:00 ~ 9:10	体操 (全員参加が原則です)
	9:30 ~ 10:30	訓練 (1時限目)
	10:40 ~ 11:30	訓練 (2時限目)
	11:50 ~	昼食

午後

PM	1:00 ~ 1:50	訓練 (3限目)
	2:00 ~ 2:50	訓練 (4限目)
	3:00 ~ 3:50	訓練 (5限目)
	5:50 ~ 6:30	夕食
	9:00	門限
	10:00	消灯・就寝

* 入浴は以下のようになっています。

介助の必要な方 (介助浴) PM2:00 ~ 5:00 週2回の入浴と週1回のシャワー浴です。必要に応じて職員がお手伝いさせていただきます。

介助が不要な方 (自立浴) 毎日 (介助浴の方の終了後) 入浴していただけます。ただし土・日・祝日はシャワー浴となります。

9 . 日常生活上の留意事項

(1) 外出

訓練時間外の自主的な外出については、お体の状況や体力に応じて、安全確保のため外出可能な範囲（入所後に決定します）を決めさせていただきます。原則として訓練時間内の外出は出来ませんが、事情のある場合にはご相談ください。

(2) 外泊

週末の帰宅（外泊）

自宅にて家族の方と共に訓練成果を確かめたり、休養を取っていただくため、原則として週末の帰宅をお願いしています。金曜日の午後（訓練終了後）から、翌週月曜日の午前9時までの間で帰宅時間を設定してください。

* 外出・外泊 いずれの場合も「外出・外泊届け」という用紙を職員に届け出てから、お出かけください。

(3) 面会

4人部屋ですので、お部屋での面会は同室者の了承を得てからお願いします。また出来るだけお部屋での面会は短時間にして、デイホール（食堂）などの場所をご利用ください。面会は原則として以下の時間で行います。

月曜日～金曜日・・・午後4時（訓練終了後）から午後9時まで

土・日曜日と祝日・・・午前9時から午後9時まで

(4) 健康管理

日常の健康管理・衛生指導は主に看護師が担当します。定期的な検温・見回り等はありませんが、具合が悪くなられたときは早めに申し出てください。看護師不在の場合には、生活支援員にご相談ください。また、トイレや浴室にはナースコールが設置されています。

(5) 貴重品の管理

自己管理を原則とします。鍵のかかるロッカーがありますのでご利用ください。ただし、多額の現金を持つことは避けて下さい。自己管理が困難な方はご相談ください。

(6) 洗濯

原則として洗濯はご自分でして頂きます。洗濯機・乾燥機は午前6時半から午後9時までの時間内にご利用ください。一回ごとの利用料は頂いておりません（コイン式ではありません）。なお、洗剤、洗濯カゴなどは、各自でご用意ください。

(7) 清掃

お部屋の掃除は、掃除機（共同で使えるものがあります）等を使って空き時間にご自分で行ってください。また水曜日の第1時限目は全員で部屋の掃除を行い、衛生管理に努めています。

(8) 入所者連絡会

毎月1回(原則最終水曜日)入所者と職員との話し合いの場を持ち、皆さんの生活の場となる施設の環境整備やルールなどについて、意見をまとめていきます。

また、栄養や健康管理、安全管理等をテーマとした学習会なども適宜開催しています。

(9) その他の注意事項

喫煙

施設内は原則的に禁煙です。喫煙場所は、地下1階の喫煙コーナーとなります。火の始末は責任を持って各自で行ってください。

飲酒

施設内での飲酒は禁止です(酔った状態でのセンターへの帰所を含みます)。

- * その他生活上の留意事項に関しては、入所後に担当職員がご説明いたします。新しい生活に慣れるまで、遠慮なくご相談ください。

10 . ご要望及び苦情受付

皆さんからのご要望を伺うため、施設内に「ご意見箱」がありますので、ご利用ください。職員が直接ご意見を聞き取る「意見聞き取り書」も準備していますので、遠慮なくお伝えください。

また、当施設では「苦情申立制度」も作っており、施設内に苦情受け付け担当者を定めております。施設内でなく、第三者に苦情申立を希望される場合は、「第三者委員制度」も設けております。詳細は入所後にご説明いたします。

11 . 入所に関するご相談

施設について知りたい方、入所のご希望がある方はまず施設見学においでください。また入所に関し不安や迷いがある方は、ご希望があれば訓練を経験してみることも可能ですので、直接ご相談ください。(名称「障害者自立支援事業」...体験利用)

お問い合わせ・ご相談
〒467-8622名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2
名古屋市総合リハビリテーションセンター

総合相談室:052(835)3821(直通)
または
障害者支援施設(生活支援課):052(835)4193(直通)

FAX:052(835)3745(代表)